

## 第一部

# 近代教育の出発と 師範学校における教員養成

東京学芸大学の創基は、1873年の東京府小学教則講習所の開設に遡ります。第一部は、新制大学として東京学芸大学が発足するまでのおよそ80年間、東京の教員養成の中核を担った各師範学校の歩みをたどります。



---

明治五（一八七二）年の「学制」の公布を契機に、日本の近代学校教育は始まりました。学校の制度が整ったとしても、「教える」教師が存在しなければ、教育は成立しません。明治政府は、国家レベルで教師の養成のための教育機関を設置する一方、東京府などの地方行政機関にも小学校教員の養成機関の設置を求めました。東京府が一八七三年に内幸町に創設した「東京府小学教則講習所」が、東京学芸大学の源流になります。

第一部は、この東京府小学教則講習所に始まって、明治から敗戦直後に至るまでの間、東京における小学校教員の養成を中心に担った各師範学校の歩みをたどります。中等教育機関に準じる制度のもとで行われていた教員養成が、徐々にその教育水準を向上させて専門学校と同格に、そして戦後は大学に昇格する過程を解き明かします。また、どうして東京学芸大学が小金井市にあるのかその歴史にも言及します。

---

# I 日本近代教育と教員養成の始まり

## 1 近代教育制度の始まりと師範学校

教員養成は、近代教育を支える基本である。

もちろん、教育の営みは近代以前から連綿と行われてきている。日本の近世では、藩校や寺子屋といった教育機関で教育が提供されたり、武家や商家において「家訓」を軸に年少者の育成が行われたり、といった実態はよく知られているところである。しかしながら、そうした教育の営みは、私的に行われ、かつ対象者が限られていたという点で近代とは異なる。江戸時代における「藩」は一種の統治機構であったが、「藩校」が対象にするのは基本的に藩士の子弟のみであったし、「寺子屋」は特に江戸時代における庶民の基礎学力（読書算）形成に大きな役割を果たしたが、「寺」をベースに「寺子」を指導

する形態を採っており、地域差はあるものの、そこで教えていた者の多くは僧侶であった。

日本における近代学校制度は明治五（一八七二）年八月の「学制」を端緒とするが、これは全国を八の「大学区」、二五六の「中学区」、五三七六〇の「小学区」に分け、それぞれの学区に「大学校」「中学校」「小学校」を各一校設置するという骨格をもっていた。ここでは「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノ」とされ、義務教育としての小学校が国民すべてに行きわたるといふ理念が明確にされた。ちなみに小学区の数はおよそ人口六〇〇人あたり小学校一校に相当していた。

制度としての学校へのアクセスを国民すべてに保障するには、当然のことながらその規模に見合うだけの学校教育の担い手＝教員を組織的に確保する必要がある。最初の師範学校は明治五年九月に旧昌平坂学問所の校地に設けられ（のちの東京師範学校―東京高等師範学校）、これ以降、一八七三年に大阪と仙台、一八七四年に名古屋・広島・長崎・新潟と、おおよそ各大学区に一つずつ官立の師範学校が設置され、また一八七四年一月には東京に官立の女子師範学校（のちの東京女子高等師範学校）も設置された。「学制」において小学校教員の資格が「年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」とされているように、これら官立の師範学校は元来小学校の教員養成を行うことを目的としたものであったが、そのみでは特に学制初期において小学校教員の絶対量が不足していた。

この時期、特に小学校の教員供給の量的な面を支えたのが、各府県に設けられた教員対象のさまざまな講習所である。東京においては、一八七三年四月に内幸町にあった府庁構内に教則講習所が開設され、学制初期の小学校の現職教員（まだ師範学校が整備される以前、養成教育を受けないまま教職にあった前近

代の知識人たち)を対象に、文字通り小学教則(「学制」)に基づいて明治五年九月に発布されたガイドライン)の講習を行い、教育内容と教育方法を共有するようになった。この小学教則講習所はその後、東京府小学師範学校―東京府師範学校―東京府尋常師範学校等、名称を変えてはいるが、現在の東京学芸大学を形成する最古の前身校である。東京学芸大学の「創基一五〇年」はこの一八七三年を起点としている。

一方、官立の師範学校に関しては、一八七七年の西南の役に伴う財政難のために翌七八年までに六校が廃校となり、東京の二校のみが残る形となった。「学制」に基づいて各大学区に官立の師範学校を置いて小学校教員の養成を行うという当初の計画はわずか数年で変更を余儀なくされ、小学校教員の養成はもっぱら府県が担うというスタイルが以後長らく定着することになるのである。

## 2 近代日本の教員養成を読み解く

### 「官立」と「府県立」――教員養成の二層構造

「学制」においては中学教員の資格について「二十五歳以上ニシテ大学免状ヲ得シモノ」とされていたが、この時点では日本国内に大学は設置されておらず(東京大学の創設は一八七七年)、中等学校の教員養成を組織的に行う機関として最初に設けられたものとしては、東京師範学校(官立)に一八七五(明治八)年におかれた「中等師範学科」がある。前述のように小学校教員の養成を主に府県が担うように

なる中で、官立の師範学校の重点は中等学校教員養成に移っていく(のちの高等師範学校)。

一方、先に述べたように「学制」において小学教員の資格は「年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」とされていた。ここで注意すべきは師範学校が「中学」と並列されていることである。実際、日本においては、「学制」以降一九四三年に師範学校が官立に移管されて専門学校と同格になる(Ⅲ章参照)までの七〇年あまり、小学校の教員養成は府県立の中等教育レベルの師範学校で行われることが基本となっていた。師範学校の教員資格についても、旧制の中学校や高等女学校等の中等教育機関と基本的に共通していたのである(これは、一九四三年の師範学校「昇格」以降も続いた)。

要するに、中等学校(中学校・高等女学校・師範学校)の教員養成は中央政府(文部省)管轄の高等教育機関(大学)や中等後教育機関(高等師範学校・専門学校等)で行われたのに対し、初等学校(小学校・幼稚園)の教員養成は地方政府(府県)管轄の中等教育機関(師範学校等)で行われたのである。森有礼文政期の一八八六年に出された勅令「師範学校令」において文部大臣が管理する高等師範学校(経費は国庫負担)と、各府県におかれる尋常師範学校(経費は地方税より支出)との二系統がおかれているが、これはその後一八九七年の「師範教育令」においても文部大臣の管理する「高等師範学校」「女子高等師範学校」(師範学校・尋常中学校・高等女学校の教員養成を担う)と道府県の「師範学校」(小学校教員養成を担う)として基本的に受け継がれている。

検定試験や臨時的な教員養成所等の補完策に関しても、中等学校教員については文部省、初等学校教員については府県がそれぞれ管轄した。高等師範学校や大学による養成では量的に不足した中等学校教員については、文部省管轄下での試験検定(通称「文検」＝ぶんけん)や無試験検定(専門学校・各種学校



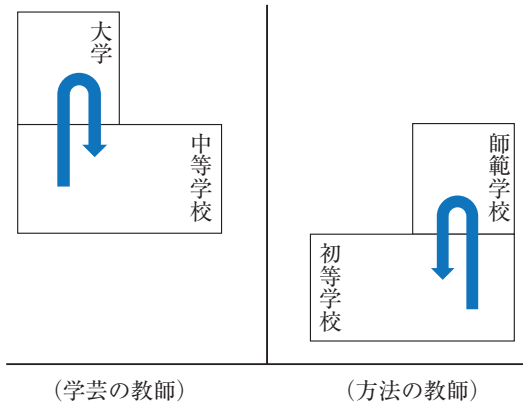


図 I-2 同系繁殖の構図

(船寄俊雄『近代日本中等教員養成論争史論』1998、をもとに作成)

「学芸の教師」と「方法の教師」——教師像の問題

のうち高等師範学校に準ずると認定を受けたところの卒業生に書類審査のみで教員免許状を与える制度<sup>11</sup>現在の一般大学での課程認定の制度的な原基)が全国規模で行われたのに対し、小学校教員の供給についての師範学校の補充策については府県ごとに独自に行われており、統一的な把握が難しい。

一八九七年の「師範教育令」の時点で、師範学校の入学資格は高等小学校卒業以上、高等師範学校・女子高等師範学校の入学資格は中学校・高等女学校・師範学校卒業以上、とされていた。

こうした制度設計は、多くの国・地域に共通していた。「タツパンの法則」と呼ばれる考え方<sup>12</sup>一八五六年にミシガン大学の総長タツパン(Tappan, H.)の行った演説の中で述べられた「教師は自分の教える学校よりも一段高い学校の教育を受けなければならない」<sup>13</sup>が近代初期においては広汎に通用しており、初等教員養成は中等教育レベル、中等教員養成は中等後教育もしくは高等教育レベル、という棲み分けが少なくとも近代初期においては一



般的だったのである。

このことは、養成される教師像にも影響している。近代教育制度の中で、共通の初等教育の後、中等学校レベルの師範学校に進んだ者が初等学校の教員となり、普通中等教育（日本で言えば旧制の中学校や高等女学校）に進んだ者がその後高等教育を経て中等学校の教員となる、という同系繁殖的な構図が生じたのである。教員養成史家である船寄俊雄の整理によれば（『近代日本中等教員養成論争史論』一九九八年）、中等学校の教員は大学等の高等教育機関で学識をベースに養成され（学芸の教師）、一方初等学校の教員は師範学校において教育方法への習熟をベースに養成される（方法の教師）、という分化が生じたのである（図I-2参照）。

## 女子師範とジェンダー

「学制」当初においては、「小学教員ハ男女ヲ論セス」とされており、小学教則講習所を改組転換した東京府小学師範学校においても、一八七六年より女子の師範生の募集を始めている。しかしながら翌一八七七年より女子の募集を停止した結果、その後一九〇〇年に東京府女子師範学校が創設されるまで、小学校の女性教員の養成に特化した教育機関がない状態が続いた。この間の東京府における小学校の女性教員の供給は府の行う検定試験の合格者や、府立高等女学校（一八八八年創設。のちの府立第一高等女学校―現・都立百鳥高等学校）の師範科（補習科）などに依っていたのである。

これは東京に限ったことではなく、近代初期においては、女性教員の組織的な養成は男性教員のそれ

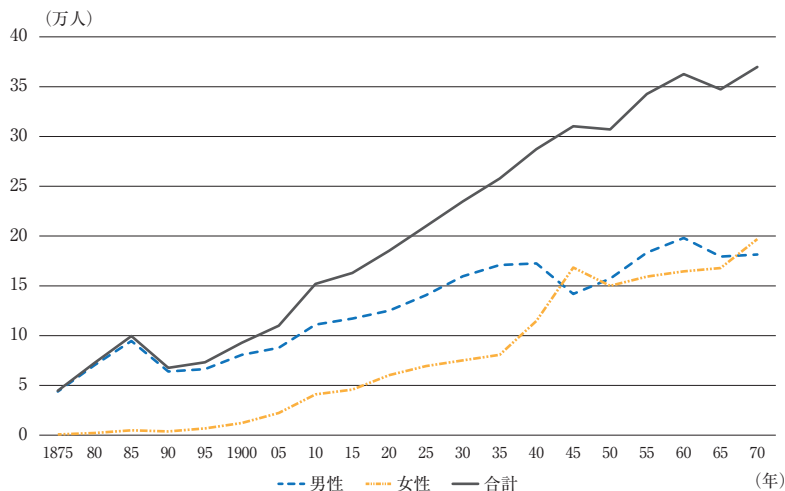


図 I-3 小学校の教員数 (男女別：文部省『学制百年史 資料編』1972、より作成)

に比べて遅れる傾向にあった。

教職は、日本においても近代の比較的早い時期から女性に開かれた専門職であったとされるが、**図 I-3** に見るように、近代初期における小学校教員のジェンダーバランスは圧倒的に男性優位であった。これは、教育制度が整えられた初期に教員となったのが主に武士や僧侶といった、前近代の教育を担った男性の知識人層に偏していたこと、および上述のように、女性を対象とした教員養成機関(女子師範学校)の整備が男性のそれに比べて遅れたことに起因するものと捉えられる。この図に現れているように、小学校の女性教員が数の上で男性教員を上回るのは、男性の多くが兵役に就いた第二次世界大戦中のことなのである。また、東京府女子師範学校の創設に先立って府立高等女学校に師範科がおかれて小学校の教員養成が行われていたように、小学校の女性教員の供給は、師範学校以外に高等女学校等の他の中等教育機関が担った部分が男性のそれに比べて大きかった。

壺井栄の小説『二十四の瞳』（一九五二）の主人公・大石久子は一九二八年に岬分教場に着任しているが、そこで彼女は「女学校の師範科を出た正教員のぶりばり」と描かれており、対して前任者は島内の女学校（香川県立小豆島高等女学校Ⅱ現・小豆島中央高等学校がモデルとされる）を卒業した準教員とされている。ここからは、当時の小学校の教員資格には「正教員」と「準教員」があったこと、「正教員」になるルートは女性の場合、女子師範学校経由以外に（高等）女学校の「師範科」があったこと（しかも得られるライセンスは師範学校卒業と同格であったこと）、などが読み取れる。ちなみにこの当時香川県内の「女学校」で師範科を併設していたのは私立明善高等女学校（現・英明高等学校）のみであり、ここが大石の母校のモデルと目されている。女性にとつて、小学校の本科正教員となるには、女子師範学校（後述する一部・二部）を卒業するルートのほか、高等女学校に併設された「補習科」「専攻科」「師範科」等を経由するものも併存していたのである。

女子師範学校は、高等女学校等の他の中等教育機関と同様に府県の教育行政の管轄であり、それゆえ女性の小学校教員を養成するルートにおいて女子師範学校にどの程度のウエイトを置くかについては地域差があった。たとえば北海道においては女子を対象とした師範学校が設けられることはなく（札幌・函館・旭川に設けられた師範学校はいずれも男子のみを対象としており、女子部は設けられていない）、女子の小学校本科正教員の養成は基本的に高等女学校の専攻科で行われていたのである。

東京の場合は、東京府師範学校が青山に移転した後、一九〇〇年にその跡地（竹早校地）に東京府第二高等女学校（現・東京都立竹早高等学校）が、東京府女子師範学校に併設される形で創設されている。高等女学校と女子師範学校は別個の府立学校ではあったが、両校の校長は同一人物が兼務し、校地も共

有していた（この校地の共有は戦後も、東京学芸大学附属竹早中学校と東京都立竹早高等学校が上下階を使い分ける形で一九六八年まで続いた）。また府立第二高等女学校にも補習科（のち一九四三年から専攻科）が設けられ、高等女学校の本科を卒業した教職志望者に女子師範学校の教員が補習を提供していた。

このように、近代初期における小学校の女性教員の養成は、府県の教育行政が管轄するところの女子中等教育機関＝師範学校と高等女学校が並立・錯綜する形で行われてきたのである。

### 女子師範・高等女学校と幼児教育

近代初期の中等教育においては、男女のカリキュラムは別立てであった（日本の場合、この「別立て」は一九八九年の学習指導要領改訂に基づく高等学校における家庭科の男女共修化まで続いた）。一九〇一年に制定された中学校令施行規則と高等女学校令施行規則とを見比べてみると、「法制及経済」は中学校にあつて高等女学校にはなく、逆に「家事」「裁縫」「教育」「手芸」は高等女学校にあつて中学校にはない。また中学校の「博物」「物理及化学」は高等女学校では「理科」と括られ、中学校の「国語及漢文」が高等女学校では単に「国語」となっているなどの異同もある。大きな違いは、現在の家庭科におおむね相当する「家事」「裁縫」「教育」「手芸」が女子の中等教育においてのみ提供されていたことにある。師範学校においては、これらのうち「教育」は男女に共通していたものの、「家事」「裁縫」はもっぱら女子師範学校でのみ教授されていた。

小学校に関しては、近代初期の担い手の多くは男性教員で、男性教員の養成のための師範学校も整備

されたが、就学前教育（幼稚園）の担い手が女子師範学校と高等女学校においてもつばら養成されることになったのも、こうした近代初期の状況を背景としている。

近代日本における幼稚園教員養成の始まりは、官立の東京女子師範学校（一八七四年創設）に附属幼稚園（現・お茶の水女子大学附属幼稚園）が一八七七年に設けられ、翌一八七八年より幼稚園保姆練習校がおかれたこととされている。その後、小学校教員の場合と同様に、幼稚園教員の養成は官立の師範学校よりは府県立の中等教育機関にウエイトを移していくことになり、女子師範学校や高等女学校に附属幼稚園が設置され、幼児教育の担い手の養成が行われるようになった。東京府女子師範学校には、一九〇四年に附属幼稚園（現在の東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎）がおかれているが、その一方で、男子を対象とする師範学校が幼稚園教員の養成を担うことはなかったのである。

このように、日本の近代初期の中等教育においては、①男子を対象とした機関の整備が女子のそれに先じた、②幼児教育の担い手の養成については女子を対象とした中等教育機関が担った、といった性差があった。のみならず、中学校と高等女学校、（男子）師範学校と女子師範学校の間には修業年限の差が設けられていた時期もあった。こうした経緯は、実は戦後の「大学における教員養成」の始まりにも投影されている。

創設当初の東京学芸大学学芸学部（初等教育学科）・乙類（中等教育学科）・丙類（幼稚園教育学科）に分かれていたが、甲類・乙類については一部（四年制の学士課程）と二部（短期大学レベルの二年制課程）の双方が設置されたのに対し、丙類は二年制課程のみが、旧第一師範女子部と附属幼稚園のおかれていた竹早校舎に設けられた。

この二年課程は一九五五年に廃止され、四年制の学士課程に一本化されることになる。東京学芸大学における幼稚園教員養成という点から見れば、学士レベルの「大学における教員養成」への参画は数年遅れになったのである。

## 師範学校の「一部」「二部」

東京府師範学校・同女子師範学校に続き、東京府内三校目の師範学校の設置が決定されたのは一九〇八年十一月のことである。この府内第三の師範学校は北豊島郡巢鴨村字池袋に位置していたことから東京府豊島師範学校とされ、従前の東京府師範学校はその校地の地名を付して東京府青山師範学校と改称した。この時期における師範学校の増設は、一九〇七年の小学校令改正によって尋常小学校の修業年限が四年から六年に延長された（義務教育年限が延長された）ことに伴って小学校教員の需要が増したことを背景としている。

一九〇七年の師範学校規程は、師範学校の入学資格を男女ともに揃えたこと、および師範学校の本科を「第一部」「第二部」に区分したこと、の二点を大きな特徴とする。概要は以下のとおり。

### 〔第一部〕

入学資格…高等小学校（三年制）卒業／高等小学校（二年制）卒業後予備科一年修了  
修業年限…四年

〔第二部〕

入学資格…中学校卒業／高等女学校卒業

修業年限…一年（中学校・五年制高等女学校卒業）／二年（四年制高等女学校卒業）

ここで、中学校・高等女学校から師範学校に進んで小学校教員になるルートが制度化されたことで、図I-2に示した同系繁殖の構図が日本では部分的に崩れたともみられる。中学校卒業者にとって、そこから大学や専門学校に進んで中等学校の教員になるルートと並んで、師範学校第二部に進んで小学校の教員になるルートがおかれることになったのである。なお、この入学資格と修業年限についてはその後にたびたび変更がなされるが、一九三一年の師範学校規程改正以後一九四三年までの間は、第一部は高等小学校（二年制）卒業者を対象とした五年制、第二部は中学校・高等女学校（五年制）卒業者を対象とした二年制、に一本化され、いずれも義務教育修了後七年の課程を原則とすることとなった。

第二部は、小学校教員の量的確保とあわせて質的な向上策として設置された側面もあった。この事情について、一九〇七年の規程と同時に出された文部省訓令は、中学校や高等女学校の卒業者について「従来此等ノ学校卒業者ニシテ小学校ノ教員タル者尠カラスト雖教授訓練ニ関スル知識技能未タ十分ナラサルモノアリ」とする一方で、補完的な養成ルートについては「地方ニヨリテハ短期ノ講習科ヲ設クルモノナキニアラス而モ其ノ期間、学科目、教授時数ノ如キ正教員養成ノ機関トシテハ頗ル不完全タルヲ免レス」とその質的な低さを指摘しているのである。

これを受けて、東京府青山師範学校では一九〇八年から、女子師範学校と豊島師範学校では一九一一

年から、中学校や高等女学校を卒業した者を対象とした第二部の授業が始められている。その後一九三八年に東京府大泉師範学校が設けられるが、これは当初より第二部だけのものとして設置されている。第二部のみの師範学校の設置は全国初のことであった。

師範学校の第一部・第二部の併存状況は三〇年あまり続き、その後一九四三年の師範教育令改正によつてすべての師範学校が道府県立から官立に移管され、中学校・高等女学校卒業を入学の基礎資格とする三年制の専門学校程度に昇格することになるのである。ただし、この時点においても師範学校には国民学校高等科卒業者を対象とした三年制の予科が設置されており、それまでの第一部に相当するルートは併存していたのである。



東京学芸大学 150年の歩み 1873-2023 [電子版]

---

2023年6月30日 第一版第一刷発行

編者 国立大学法人 東京学芸大学

---

発行者 田中 千津子

〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-6-1

電話 03 (3715)1501 (代)

発行所 株式会社 学文社

FAX 03 (3715)2012

<https://www.gakubunsha.com>

---

©Tokyo Gakugei University 2023

無断転載・再配布を禁じます。

ISBN978-4-7620-3245-5